平成２３年（フ）第１４７号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地38棟102号
債務者　大場　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　15棟104号
債務者　尾﨑　晋介
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
京都市山科区北花山中道町22番地５　ブランドールハウス403
債務者　木村　友和
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
京都府京田辺市興戸下ノ川原81番地７
債務者　明石　　章
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地13―505号
債務者　岩瀬恵理子（債務発生時の姓奥田）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
京都市中京区西ノ京左馬寮町６番地
債務者　安藤　淳司
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
香川県高松市太田下町1842番地１エルシェ太田101号室
債務者　鶴　　祐哉
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
香川県観音寺市流岡町794番地
債務者　長野　浩子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３１号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｄ棟101号、前住所長崎県大村市古賀島町357番地１
債務者　中村　耕司
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
長崎県諫早市栄田町46番24号、前住所長崎県諫早市栄田町21番10―202号
債務者　笹田みどり
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長崎県諫早市小船越町504番地７　グローリー小船越Ⅰ904、前住所長崎県諫早市白岩町５番地13
債務者　古庄サホコ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９５３６号
大阪市鶴見区緑２丁目６番31号　301
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６７号
大阪府枚方市上島町28番１号
債務者　井上　朋子（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０６号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―1009号
債務者　宮瀬　　晃
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２０号
大阪府摂津市千里丘４丁目１番11号
債務者　清工業こと　清　　真一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２７号
大阪府高槻市牧田町６番23―507号
債務者　小野　　崇
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６１号
大阪府東大阪市三島２丁目10番10号　ヒラオカコーポ206
債務者　栗原　希望（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部